

ドイツ資本主義における経営者と株主：H・プロスの所説を中心として

丑山，優

<https://doi.org/10.15017/4474732>

出版情報：経済学研究. 41 (3), pp.43-62, 1976-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



ドイツ資本主義における経営者と株主

——H・プロスの所説を中心にして——

丑 山 優

目 次

はしがき

I 「所有と経営の分離」の問題性

II 1918年以前の経営者階層の状況

III 1919年以後の経営者階層の「現実的支配者」
としての展開

IV 第2次世界大戦後における西ドイツの会社支
配形態の類型

V 「経営者支配」と社会的利害関係

は し が き

経営者支配に関する問題は、R. S. ブルッキングスの『産業所有制論』(Robert S. Brookings, *Industrial Ownership—its economic and social significance—*, 1925) およびバーリ＝ミーンズの『現代株式会社と私有財産』(A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932) を契機として、今日までさまざまな観点、方法によって研究されてきている。当小論は、経営者支配問題について、未だ比較的に統一的な研究がなされていないドイツの状況を、ドイツ金融資本の成立・発展過程との係わりにおいて試論的に分析しようとするものである。ドイツ金融資本の成立・発展史に関する理論的且つ実証的研究については、わが国においても既に相当の成果があげられており、その歴史的意味も明らかにされてきている。したがって当小論は、これらの成果を踏まえ、ドイツの経営者が、現実的支配者(wirklicher

Beherrscher)¹⁾として台頭・確立することの資本主義的意味の解明に重点を置いて展開するものである。換言すれば、ここでとりあげる内容は、出資なしの被傭者(Kapitallose Angestellte)²⁾が歴史の経過につれ、資本所有者から相対的に自立化し、現実には経営の支配力を自己の掌中におさめていく過程についての、若干の理論的解明である。

出資なしの被傭者が所有者支配から絶対的にも相対的にも分離されていないという認識は、株式会社制度の理解において明らかに矛盾が生じる。また出資なしの被傭者の資本所有者からの分離と認識したとしても、この社会的集団を単なる資本所有者の代弁者として、資本所有者の下位に従属させた論理も、具体的な資本関係・支配構造の解明を不十分なものにするであろう。

資本主義の下では、如何に複雑多岐な経営現象が現われようとも、本質的に資本関係そのものが否定されることはない。経営者支配の解明を複雑なものにしているのは、資本の競争関係を媒介とした資本家内部の階層分化の他に、1945年以降徐々に強化されてきた経営内容の「(出来る限りの)公開」³⁾への志向に基づく、さまざまな経営政策がおこなわれたしたことによる。そこでは、資本主義の支配構造の観点からすれば、本来非和解的であるべき資本所有・管理者と労働者との「融合化」が、経営内における民主化を媒介にして、社会的に強制されると

いう事態すら生じてきているのである。

しかしながら、その場合においても経営者は、究極的には私的所有に基づく企業の経営支配力を強化していくのである。すなわち経営者は、歴史的に制約された資本関係の維持・強化という目的に基づいた経営支配の遂行を担い、ドイツ資本主義全体の支配構造の強化を再生産していくのである。

それにもかかわらず、ドイツにおいても経営者の存在を、資本主義的支配構造という面において認識せず、短絡的にその技術的な機能の面に限定し、資本主義を否定する担い手として理解しようとする主張もなされてきている。

それでは以下において、H・プロスの所説を追いつつながら、先に言及した課題を解明することにしてしよう。

〔註記：多くの実証分析、経営者支配に関する諸論者の詳細に亘る検討および殊に1945年以降の具体的財務方策については、紙数の関係上、別の機会に委ねざるを得ないことを付記しておきたい。〕

(註)

- 1) Wirklicher Beherrscher という用語を、H・プロスは単に企業経営上の技術的・法的側面からのみ把握するのではなく、若干論理の曖昧さを残しながらも、ブルジョア階級内部の一集団として把握する。そしてそれは歴史の展開につれて支配的地位にたつ主体が交替していく支配集団という意味において使われている。(Vel. Pross, H., Manager und Aktionäre in Deutschland—Untersuchungen zum Verhältnis von Eigentum und Verfügungsmacht, 1965, S.29-42.)
- 2) Kapitallose Angestellte の定義については、次章以下で具体的に論じることになるのであるが、H・プロスと同様に、ここでは発生史的にドイツの旧支配階層(貴族・ユンカー)と新興ブルジョアジーとの対立を背景としながらあらわれてきたブルジョアジーの一部の新しい社会的集団と規定しておこう。なお当然のことながら Kapitallos ということでも字句通りの意味ではなく、私的所有を否定されたものではない。あくまで大

資本家・企業資本所有者と歴史的な形成過程を異にするという観点に重点がある。

- 3) 「営業の秘密」と公開の問題については、株式会社制度における「誰れが誰れを統制するのか」という観点からレーニンの著名な論文「さしせまる破局、それとどう闘うか」がある。財務諸表公開制度と株式会社との関係に関する詳細な研究としては、津守常弘「財務諸表公開の論理」(九大『経済学研究』, 第38巻合併号, 1973年)がある。また当小論の補論として、西ドイツの財務政策の特殊問題として、拙稿「西ドイツにおける配当問題の展開」(1),(2) (九大『経済論究』, 第33・34号, 1974・1975年)を参照されたい。

I 「所有と経営の分離」の問題性

「経営者(Manager)」という用語は、ドイツにおいて第2次世界大戦後、初めて一般的に使われるようになった¹⁾のである。それまでは経営者という用語が使われなかったとはいえ、1870年代以降、ドイツ金融資本主義の成立にもなう独占的株式会社の出現と並行して、企業の実質的支配が、資本所有者から別の集団に移行しつつあるという理論的研究や実証分析もなされてきていた²⁾。したがって、われわれは、経営者の歴史的形成および経営者支配の解明の発端を、一応この時期のドイツ資本主義の中に見い出すことができよう。この時期のドイツは、「1873年の恐慌を起点とする二系列の資本集積・集中過程の融合の帰結として、……ベルリン6大銀行を紐帯とする銀行資本の独占体系と産業資本の独占体系との癒着または融合のかたみに整理せられ、ここにドイツ金融資本の独占機構が成立した」³⁾のである。

ドイツ金融資本主義の成立と経営者の形成との関連については、次章において触れることにして、ここではまず株式会社における所有と経営の分離の構造、および機能について分析することから始めよう。

株式会社制度は、「個別的諸資本にとっては不可能であった生産および企業の規模の、大きな拡張」⁴⁾をもたらした。そしてそれは、「即自的に社会的生産様式に立脚して、生産手段および労働力の社会的集積を前提とする資本が、この場合には直接に、私的資本 (Privatkapital) に対立する社会＝会社資本 (Gesellschaftskapital) [直接に連合せる諸個人の資本 Kapital direkt assoziierter Individuen] の形態をとる」⁵⁾ (傍点一引用者) のである。ここで留意すべきは、株式会社の資本集中が、諸個人の資本の連合という社会資本の形態 (したがって資本の「社会化」という場合の「社会的資本」ではない) をとることによっても、それが資本関係を前提とする以上、所有の私的内容を止揚するものではないということである。この場合止揚されるものは、「資本制の生産様式そのものの限界内での、私的所有の⁶⁾」 (傍点一引用者) 私的形態なのであって、資本のもつ私的内容そのものが止揚されるのではない。

かかる株式会社においては、私的 (個人的) 企業において問題とはならなかった、資本所有と資本処理権限の部分的分離が必然的にもたらされる。すなわち「現実に機能する資本家が、他人の資本の単なる支配人・管理人に転化し、資本所有者が単なる貨幣資本家に転化」⁷⁾ (傍点一引用者) するのである。こうした株式会社制度に固有な属性から、資本所有者と資本管理者との人格の分離の可能性が現われてきたのである。さらに経営者報酬の費用化の確立によって、そのことが益々明確なものとなるのである⁸⁾。そしてドイツにおいても、資本管理者層は、ドイツ金融資本の成立を契機として、いわゆる専門的経営者として自己の社会的地位を確立してくるのである。かつそれとともに、企

業経営の問題として「資本集中」の問題に加えて、さらに「支配集中」の問題が論議の俎上にのぼってくることになったのである⁹⁾。

資本管理者の問題は、事実経過として、まず法律学の領域において研究の対象となった。そのことは、1870年第1株式改正法 (Aktiennovelle von 1870) による株式会社の準則主義への移行にともない、資本管理者の経営内での権限を法的に整えることが、さしあたり必要になったからである¹⁰⁾。例えばH・プロスも「もし被備者によって全ての経営管理労働 (die gesamte Administrationsarbeit) が遂行される場合であっても、法律上の観点からは、株主が主権 (die oberste Gewalt) を保持している」¹¹⁾ として、法律上の権限の区分を端初的な問題として捉える。そしてH・プロスは「しかし実際に大半の株式会社の所有者達は、明らかにこの権限を失ってしまった。株式制度から必然的にもたらされた所有と経営処理権限 (Verfügungsmacht) の部分的分離は、同時に業務執行権 (Dispositionskompetenz) の完全な独自化を不可避なものとした」¹²⁾ と分析する。しかしながら所有と経営の分離が、「ここ数十年来如何に進展してきたかは、なお不明瞭にされたままであった」¹³⁾ のである。そして法的・経済的な領域における分析に加え、「事実として、再三再四所有者と管理者との間に緊張と闘争が生じていた」¹⁴⁾ として、H・プロスは、所有と経営の分離問題を分析するにあたって、諸局面における政治権力の展開を同時に分析する必要性を強調した。しかしながらその点に関する具体的展開は、H・プロスの前掲書ではなされていない。

H・プロスは、所有と経営の問題を解明するにあたって、株式分散を基底とする機能的大株

主の減少、所有と経営の分離、経営者支配そして私有財産の変貌如何というバーリ＝ミーンズの制度論的な論理展開に、原則的に依拠している。また本来資本所有者に帰属する経営指揮の権限を、資本所有とは離れて自立的に遂行する者、すなわち指導的被傭者が経営者であるという一般的規定を与えている。さらに経営処理権限をもつ出資なしの被傭者とは、「自身では全くか、さもなくば彼らの出資が経営処理権限を保証するに十分ではない」¹⁵⁾ 者、と規定している。しかしこうした一般的規定に加え、H・プロスは、ドイツの支配階級の歴史的変遷をみることによって、そこから経営者問題にドイツのな特殊性を導き出そうと試みている。

経営者の存在および性格を分析する際、H・プロスは、1920年代以降の代表的論者としてK・レンナー、J・シュムペーター、J・バーナムらの所説をとりあげている。そして彼らに共通する認識として、経営者の利潤追求からの解放を問題としたことによって¹⁶⁾、経営者の存在を歴史的に制約されたものとして論理化しえなかったと、H・プロスは批判した。そしてH・プロス自身は、経営者の存在および性格を次のような論理展開を通じて分析している。

まずA・ファーガソン、J・ミラー、A・スミスらによって主張されたように、「私的所有は、新たな行為の動機、利己心そして平和的な労働によって新たな行為目的、所有の増大をなすことを設定する¹⁷⁾」のである。そして所有者は、そうした行為に強制される存在であり、一方「非所有者は、それらの行為に対し如何なる機会も与えられていない。なぜならば非所有者は利益を追求することはないからである」¹⁸⁾ との理由から、以前のブルジョア社会では、所有者が企業の管理行為をおこなうことが、最も合

理的であると規定されていたのである。しかしH・プロスは、「それにもかかわらず、実際は、こうした論理が誤まっていることを証明している」¹⁹⁾ とのべ、さらに、経営者によって統制されている資本制企業やソビエトの産業国家を例示して、「工業的生産および経営管理のプロセスは、私的所有者の能動的な共働なしでも機能しえる」²⁰⁾ とのべている。そして非所有者による経営管理遂行の根拠として、H・プロスは「直接的な生産過程が、社会的に結合された過程の姿態をもち、そして独立的な生産者の個々別々の労働として現われない所では」²⁰⁾ どこでも起因するような「必然的に資本主義から独立した種類の労働〔＝経営指揮労働〕である」²²⁾ (〔 〕一引用者)ということをあげている。さらに株式会社制度の発展によって「所有にもとづく最高指揮の分割、資本所有者に対する経営処理機能の独立化、生産の場における機能者としての出資なしの指揮者による、機能資本家の交替等々で、資本主義は、それ〔＝所有者による経営管理〕を超克したのである」²³⁾ (〔 〕一引用者)と分析している。

一方、K・レンナーらは、第1次世界大戦後のドイツの革命的状況、1930年前後の世界恐慌および第2次世界大戦への過程において、多くの所説を展開した。彼らは労働過程一般における指揮機能の面のみを問題とすることによって、その指揮機能が全ての歴史過程に妥当するという観点から「社会性」を強調したのである。その結果、経営指揮者＝「経営者」は、私的な利潤動機から解放される集団と位置付けられることになったのである。しかしH・プロスは、こうした論者に対し次のように反駁している。

「ここでとりあげたバーリ＝ミーンズ、シュムペーター、バーナムそしてレンナー……らの論文は、様々な

非社会主義陣営 (nichtsozialistischen Lager) において、資本主義の延命能力に懐疑の念を喚起した経済的・政治的危機の時期に書かれたものである。…〔そして〕巨大企業が経済活動において優勢であり、出資なしの機能者が大経営体における権力を獲得したという発展は、古いブルジョア世界の土台を破壊し、ある新しい秩序への到達という別の過程へと収斂するかにみえた。…〔しかし第2次大戦後も〕いかなる国においても、事実はこの30年代40年代に定義された私的所有に対し経営者が将来における否定的見地をもたらすという仮定を証明しなかった。全く「パーナムのいう『経営者革命』はおこってはいないのである²⁴⁾」(〔 〕—は引用者)。

こうした歴史的事実にもとづくという見地から、H・プロスは、次のように経営者の性格を結論付けている。

「出資なしの機能者は、今日〔アメリカ〕合衆国および〔ドイツ〕連邦共和国においても、私的所有の、また国家の操作からも可能な限り自由な私的経済システムの、最も強固な弁護人である」²⁵⁾(〔 〕および傍点—引用者)と。

以上のようなH・プロスの経営者の存在および性格についての論理展開については、しかしながら次の点で問題を残すことになる。

まず出資なしの被傭者が、所有資本家に代わって経営処理権限を遂行する論理として、労働過程一般における指揮労働を依り所として所説が展開されている点である。つまりH・プロスは、生産過程を労働過程一般と捉えることから、経営指揮労働そのものがソビエトの産業国家と、資本制的な経営支配企業においても絶対的に妥当するものであると認識している。確かに労働そのものを把えるならば、それは当初から社会的形態をとる「社会関係」を内包しており、したがって指揮労働も社会的形態をとる。しかしながら先に分析したごとく、資本主義において、とりわけ私的(＝個別的)資本が社会

資本として現われてくる株式会社制度の成立においては、労働も益々資本主義的社会関係(＝資本関係)を明確にしながら遂行されることになる。指揮労働も資本関係に包摂されている限り、私的所有の内容も、必然的に社会関係としての指揮という形態において具体化・実現化されるのである。換言すれば、資本主義的生産関係における指揮機能は、私的資本の内容を社会資本の形態として成立される株式会社制度において具体化される時、私的所有が即自的なものとして強制されて遂行されるのである。こうしたことから資本主義的生産関係に基底付けられた経営指揮を担う人格は、究極的にも私的所有制度に規定された社会関係において存在するという属性をもつのである。したがって、所有資本家に代わって出資なしの被傭者が経営処理権限を獲得するのは、H・プロスによって分析されたような労働過程一般の観点に根拠付けられるのではない。それは私的所有の社会資本として具現化されている株式会社制度における資本関係において、その権限が社会的形態において遂行されるということに根拠付けられなければならないのである。

H・プロスは、経営者の存在の論理を、労働過程一般の問題として求め、他方では歴史的事実という限りで株式会社制度における経営者の性格付けをなすという、両者における単なる機械的統一をなすに留まっているのである。こうした曖昧さは、バーリ＝ミーンズの所説を引用しながら、次のように評価、論述していることに端的に示されているのである。

「取締役会と共産主義的人民委員会とが、一つの共通な理念において近接することは、奇妙な逆説でもある。共産主義者が全体を想起するときは国家を、取締役が全体を想起するときは企業を意味する。両者は本質的に異なる帰結に達するにもかかわらず、個々の株

主の利害を、ある集団のそれに従属させようとする取締役は、こうした思考において私的所有の首唱者よりも共産主義者に、より等しいものになる²⁶⁾」(傍点一引用者)。

また第V章において分析することになるが、いわゆる人民資本主義化といわれ出した第2次世界大戦以後の西ドイツにおいて、労働者小株主の権利保護の意味を、H・プロスは十分に理解しえずに終っている。すなわち小株主の権利保護強化が、西ドイツにおける新たな支配構造の再生産過程の一環としておこなわれたものであり、単に経営者と株主との権利・利害関係の問題にのみ限定付けられたものとしてあるのではないのである。

では次章以下において、H・プロスの歴史に区分に従って、それぞれの時期における経営者と株主の問題について分析していこう。

(註)

- 1) Pross, H., a. a. O., S. 9.
- 2) Vgl. Pross, H., a.a.O., S. 9f.
- 3) 大野英二、『ドイツ金融資本成立史論』, 昭和37年, 有斐閣, 3-4頁。
- 4) 5) 6) Marx, K., Das Kapital, Dritter Band, Dietz Verlag, 1965, S. 452.
- 7) Marx, K., a.a.O., S. 452f.
- 8) 経営者報酬が独占資本主義への移行とともに、それが費用認識として制度化されていく過程の歴史的・実証的分析としては、片山伍一「アメリカ株式会社における経営者報酬の問題」(九大『経済学研究』, 第32巻2号, 1958年)に詳述されている。
- 9) 片山伍一, 前掲論文, 「制度的には同質の株主が、経済的実態に即していえば、まったく相異なる対立的な二つの資本家〔無機能資本家と機能資本家〕に分離し、それが愈々明確なものとなってくる。株式会社制度は、いまや(1930年代一引用者)いわば『資本集中』の段階を終り、『支配集中』の時代へ移行したのである」(53頁)。
- 10) Vgl. Pross, H., a.a.O., S. 9f.
- 11) 12) Pross, H., a.a.O., S. 13.

- 13) 14) Pross, H., a. a. O., S. 13.
- 15) Pross, H., a. a. O., S. 24.
- 16) K.レンナー:『現代社会の変貌』において, 「機能資本家の職能は……〔管理〕職能を失なった資本家から醸出された資金を処理する所の出資なしの機能者によって交替する。機能資本家の職能は、熟練した勤勉な高給の被傭者の集団である“協力者”が引き受ける。」(S. 182.) その“協力者”の頂点に経営者が存在している。「経営者は、自己の科学的知識、実務経験により、大企業の場合、大抵は、資本家の地位にとって代わる。」(S. 182.) auch Vgl. Renner, K., Wirtschafts-demokratie, Der Kampf, Jg. XX, Heft 2u4, 1927.

J. バーナム:『経営者革命』において、経営者を、生産過程を指導し、調整をする集団を経営者と名付けた。すなわち「生産過程の技術的側面の指揮」を経営者革命によって生じる国家企業において純専門的職務においておこなう者である。利益を獲得しようとする集団＝業務執行者、金融問題をとり扱う集団＝金融資本家として経営者は利潤動機にとらわれない集団と規定した。

J. シュムペーター:「産業的所有から生ずる処理権限の分離、被傭者への支配権の委譲、機能資本家の消極的ら配当取得者への転化等々は、主としてこの「＝資本主義の変貌の」発展を通じてひき起こされた、個々の取引の起動因としての利潤動機の弱体化が、直接的に制度としての利的所有に影響を及ぼした」(Kapitalismus, Sozialismus und Demokratie, 2. erw. Aufl., 1950, S. 230, [Pross, H., a. a. O., s.34.])。

- 17) 18) Pross, H., a. a. O., S.29f.
- 19) 20) Pross, H., a. a. O., S. 30.
- 21) 22) Pross, H., a. a. O., S. 31.
- 23) Pross, H., a. a. O., S. 32.
- 24) Pross, H., a. a. O., S. 41.
- 25) Pross, H., a. a. O., S. 41f.
- 26) Pross, H., a. a. O., S. 38.

II 1918年以前の経営者階層の状況

1870年以前における株式会社設立の際の認可主義は、それまで経済的に特権的地位にあった貴族階層を保護するものであった。しかし1870

年に至り株式会社設立に準則主義を導入したことは、旧支配階層の経済的特権的地位を剥奪し、新興ブルジョアジーの株式会社への影響力を強めることになった¹⁾。すなわち法制度によって保証されて急速に経済的影響を現わしてきた株式会社制度を媒介して、新たな集団・ブルジョアジーが、経営管理者として台頭してくることになったのである。

1870年第1株式改正法においても、やはり最低資本金の規定はなく、したがって設立された大半の株式会社は、小規模なものであった。R・パッソウによると、1904年に4710の株式会社総数のうち、4% (183社) が1,000万MK以上の資本金の会社であったに過ぎない。しかしこの183社の資本金総額は、全株式会社のその45%を占めていたのである²⁾。1918年に至ると178社が、同じく全体の3分の2に達していた³⁾。しかし全ての巨大企業が、なお株式会社形態にあったのではなく、また全ての株式会社が巨大企業であったのではなかった。「1907年時点で、全労働者の65%が個人的な小さな資本の企業に就労していた。僅か13%が、株式会社において就労し、残りは合名会社、有限会社、合資会社および組合形態の様々な『集合的企業』(Kollektivunternehmen)に従事していた」⁴⁾のである。だが他方株式会社の急増は、ドイツ全体として資本主義的支配体制の強化の過程でもあった⁵⁾。それは、次のようなドイツ金融資本主義を支える基幹的産業部門に、とりわけ巨大な資本金の株式会社が設立されてきたことに示されている。「1918年において、1経営体1,000万MK以上の株式会社は、178社であった。銀行業においては、明らかに巨大な株式会社が優位を占めていた。鉱山業においては、72の株式会社(そのうち24社は著名な製

造業の会社と結合していた)が、資本金1,000万MK以上であり、機械・電機工業は55社を数えた。交通関係は30の私企業が、化学工業は18社が資本金1,000万MK以上であった。12の保険機関も、資金量の潤沢さからいって巨大企業と比肩しうるものであった」⁶⁾。こうしてベルリン6大銀行を頂点として、それと融合した巨大独占体を擁し、小規模の企業を底辺に多く存在させながら、全体としてドイツ金融資本主義的支配構造が構築されたのである⁷⁾。

こうした巨大な株式会社の経済的支配力の強化につれ、またこれら株式会社においても旧支配階層に代わって、新たな集団が生起してくる。H・プロスは、この新たな集団の支配力強化の指標として、議決権の問題をとりあげて分析している。

「1897年に成立し1900年に施行されたドイツ商法典は、初めて1株毎の投票権の承認を規定した。[この1株1議決制は]それまで若干の古い会社の定款に変則的に規定されていたに過ぎない。1850年頃のプロイセンを除くと、ドイツには株式会社(Aktienwesen)について統一的に規定された法律は全くなかった。そしてしばしばあったことであるが、僅かばかりの株式を所有している株主は、通常投票に参加できないという投票権の規定も、大抵個々の会社[の選択]に委ねられていた」⁸⁾(〔〕引用者)。

また「1870年までの株主総会は、第1株式改正法以降と比べ、法律および定款において、より低い地位に規定されていた。一般に取締役の任命や定款変更に関するその「株主総会の」権限は、制限されていた」⁹⁾(〔〕引用者)のである。さらにこの改正法には、最高被備者(die Oberbeamterである経営支配人 Direktor)の規定がとり入れられ、それまで管理役会(Verwaltungsrat)に属していた権限が経営支配人に大幅に委譲され、純粋に経営執行的職能が与えられた。他方監査役会を含む役員会

には、経営処理権限の履行という規定がなされた¹⁰⁾。当時の株主および経営管理者の状況について、H・プロスは次のように述べている。

「19世紀および20世紀初期の株主は、ブルジョアジーの様々な層から成り立っていた。この点からも株式会社は、ブルジョアの組織であることがはっきりしている。それは所有者的ブルジョアジーと高等教育を受けたブルジョアジーとの密接な関係を樹立し、実際の場での結合を深めた。株式は、従来経済的組織に疎遠であった集団の無数の個人を、資本制企業に直接個人的利害によって結合することにより、客観的な利益共同体の基礎を構築した¹¹⁾。『こうした』株式会社の繁栄は、大株主と経営管理者の目指すところであったばかりではなく、利益に、取るに足らないほどの参加をしようとする資本家〔＝小株主〕の期待するところでもあったのである¹²⁾」(〔 〕および傍点一引用者)。

また当時の新たな集団としての経営管理者層についても具体的に述べている。

「そこ〔株式会社の取締役会・監査役会〕には、高等教育を受けたアカデミックな自由職業のブルジョアジー、官吏らの多数の代表者が現われてきた。また彼らの参加なしには、巨額の資本も全く調達されなかったであろう。株式会社の経営において、彼らはしばしば議決権をも獲得した。例を挙げるとライン鉄道会社の役員会にケルン・アーヘンの市長、検察官、判事、参事官、弁護士そして学者（一時歴史家ハインリッヒ・フォン・ジーベル Heinrich von Sybel）らの顔がみられた。またダルムシュタット商工銀行の取締役会には、70年代の初期に高等学校長、枢密顧問官、上級事務官や閣僚がみられた。1906年の統計によれば、大企業における監査役の約5分の1は、官吏と自由職業の人々であった¹³⁾」(〔 〕および傍点一引用者)。

また旧支配階層の一部を形成していたユンカーも、自らの経済的利害を維持する目的で、1879年の保護関税政策によって生じた地代からの増収分の一部を、企業に投資し株式会社の監査役会と、農業経営を保護するための政策カルテル締結も頻繁におこなわれていた¹⁴⁾。こうした動きは、旧支配階層が企業経営の具体的決定領域から退き、自らを株式への資本投資者とし

てのみ位置づけるに至った一証左である。

1870年以降、確かに法的には小株主集団は、その利益代表人として、監査役会のメンバーを構成することが可能となった。しかし「彼らは事実上、この権利をほとんど行使できなかった。〔その結果〕証券売買や増資の際の安全性、高利回り、特別利得を志向する彼らの期待を実現することと、経営管理機能の遂行との関係性については、多くの場合、完全に隠蔽されたままであった¹⁵⁾」(〔 〕一引用者)のである。つまり、小株主が経営管理者集団に参加することは、事実上不可能な状態に置かれたのである。その結果小株主は、単なる配当取得者となったのである。このことは、すなわち株主層において、認可主義から準則主義への移行を決定付けた第1株式改正法を契機として、階層の分化が益々明確になったことを意味しているのである。

さらにH・プロスは、ハンゼマンを引用して「株主総会は、経営政策全般に亘って根本的に、かつ詳細に追求することに、徹頭徹尾不適当なものであった¹⁶⁾、とのべている。当時経営政策の重要決定事項は、形ばかりの株主総会で、ほとんど事後承認という形態で決められ、むしろ「経営管理上の万一の失敗や失策も、多分に株主総会の決議を通じて隠蔽される傾向にあった。このことは、多くの経験的事実に基づいて疑いのないもの¹⁷⁾」であった。先に言及したごとく〔および註7〕、ドイツ金融資本主義の成立を促す意義をもった株式会社の階層分化と、ブルジョアジー各層の多数小株主の出現、そして小株主が株主総会を介して、経営管理から実質的に排除されるという傾向は、「新たな集団」による経営支配力の集中化にとり、決定的な前提条件である。こうしたことは、小額

の株式であれ、株式を所有するという客観的事実は、小所有者が株式会社制度を媒介として、自らを資本関係に包摂することを意味するからである。すなわち一方における経営支配の集中と、他方における経営管理機構からの排除という資本制的企業における機能の分化、固定化が、この時期に現われてきたのである。

なおこの時期においても、巨大企業にクルップ (Krupp)、ティセン (Thyssen)、シュティンネス (Stinnes)、ボルフ (Wolf)、シュトゥム (Stumm)、クレックナー (Klöckner)、ボッシュ (Bosch) ちに代表される個人的大株主がみられ、「彼傭者の『独裁的な』経営を阻止し、経営支配に必要な資本持分と、個人的権力を占有していた」¹⁸⁾ のである。しかしこうした個人的大株主と並んで「すでに E・ラテナウ (Emil Rathenau)、G・ジーメンス (Georg von Siemens)、デルンブルク (Dernburg)、キルドルフ (Kirdorf) らの取締役構成員・経営者がおり、彼らの影響力は、自己の保有する株式に由来するものではなくして、経済全体の頂点に立つ権力エリート層を形成した」¹⁹⁾ のである。こうした現象の中に、ブルジョアジーの一部に経営者としての新たな集団が、既に1918年に至る過程で形成されてきたことがみられるのである。

(註)

- 1) Vgl. Pross, a. a. O., S. 45.
- 2) Vgl. Passow, R., Die Aktiengesellschaft, 1922, S. 32-34.
- 3) Vgl. Pross, a. a. O., S. 48.
- 4) Pross, a. a. O., S. 47.
- 5) 「1918年会計年度のプロイセンの概算を示すと、当時 349社が、その国の総株式資本の 70%以上を支配していた。1919年には、全ドイツ株式会社数の僅か 6% (5710 社中 326社) が同様の数字を示していた」(Pross, a. a. O., S. 48.)。

6) Pross, a. a. O., S. 49.

7) 「1800 年から 1870年までに、プロイセンで認可された454社 (資本金約 33 億ターレル) の設立総数に対し、帝国統一以降第1次世界大戦までに、約 125億マルクの資本金総額を有する 8000社以上 (ドイツ全体の数字は不明) にのぼる株式会社 (および僅かな割合の株式合資会社) が設立された」(Pross, H., a. a. O., S. 46)。また 1879 年に、Lothringisch-Luxemburgisch Comptoir für den Verkauf von Roheisen, 1893 年に財務政策上においても、それまでの利益全額配当から稼得利益留保→配当安定化、秘密積立金の尨大な設定への傾斜という変容を表わし、その後のドイツ財務政策の転換をなすものとしても重要な意義をもった Rheinisch-Westfälisches Kohlen-syndikat が設立された (Vgl. Prion, W., Selbstfinanzierung der Unternehmungen, 1931, S. 20ff.)。銀行業については、1870年以前は、フランクフルト・アム・マイン取引所を中心に個人金融業者 (Privatbankier) である Das Haus Rothschild が公債引受業の専制的支配をなしていた。そしてそれまでの時期では、ベルリンは未だ地方の一金融市場でしかなかった。しかし鉄道株、工鉱業株引受業務を中心にした発起業務をおこなったベルリンの各銀行は、会社設立熱狂時代を境にドイツ全体の金融市場の決定的な支配力を確立してくることになった (大野英二, 前掲書, 8-43 頁, および戸原四郎, 『ドイツ金融資本の成立過程』, 東大出版会, 1963, 95-144頁参照)。

8) 9) Pross, H., a. a. O., S. 202. auch Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 471-477.

10) Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 59.

11) 「こうした状況 [= 巨大株式会社の出現] に、市町村・地方そして州の経済的・道徳的安寧が依存している。それは共同体 (Gemeinde) と呼ばれるにふさわしく、部分的には家族というより小国家であるとさえいえる。……また私的経営であるのだが、それは半ば公共的な性格をもつ永続的な施設 (dauernde Anstalt) でもある。それは全ての地域・州の生活・繁栄そして存在をも支配している。さらにそれは、しばしば国家権力 (die Staatsgewalt) にすら影響を及ぼしている (Schmoller, G., Grundriß der allgemeinen Volkswirtschaftslehre, Erst Teil, 1909, S. 521.)。

12) 13) Pross, H., a. a. O., S. 62.

14) 「ライン州の最大銀行と鉄道会社のディレクターであったグスタフ・メビッセンは、1856年『農業および工業の債権者のためのプロイセン信用協会』を企画した。この協会は、単独では経済目的に役立つものではなかった。その発起人達は、単に穩健な利益のみを期待するに留まった。彼らは東部ドイツの農業経営者と産業家および銀行家との連合をつくった。メビッセンは『今日土地高級貴族と産業家と最も親密な接触をもたらすという大きな目標を手中に納めた』とのべた」(Pross, H., a. a. O., S. 63.)。

15) Pross, H., a. a. O., S. 65.

16) 17) Pross, H. a. a. O., S. 67.

18) 19) Pross, H., a. a. O., S. 66.

III 1919年以後の経営者階層の「現実的支配者」としての展開

第1次世界大戦の後、ドイツでは企業資金調達に様々な障害が現われ、それを克服する財務方策がおこなわれ出した。そしてその方策を梃子として、被傭的経営者集団の経営支配力が強化されてくるのである。

1919年を境にして、以前に比し個別企業の巨大独占体への吸収、基幹産業部門間の大銀行を介して監査役・取締役の人的結合が、著しく促進された。1928年ドイツ経済の生産・販売について詳しく調査した帝国議会調査委員会は、次のように分析している。

「企業集中の現象は、戦前の経済に比し、現在の経済に現われた最も重要かつ決定的な構造変化である。……今日の経済活動の特筆すべき点として、他の会社に組み込まれないのは、ほんの僅かばかりの卓越した力をもつ株式会社だけであろうということである。一般に、もはや個別企業そのものとして経営するのではなく、むしろ様々な形をとって相互に、より多くの企業と結合し、コンツェルンが形成されてきている」¹⁾。

すなわち「カルテル、他の会社の株式所有や協約による結合をなしていない株式会社形態の

大企業は、ほとんど存在しなくなった。今日では個別的企業ではなく、複合的企業(Komplexunternehmung)こそ代表的となり²⁾、連環的な(vielgliedrig)³⁾株式会社こそ、ドイツ金融資本主義下の巨大企業の代表的形態となるに至ったのである。そして「今や『巨大な』株式会社も、個別企業の資本金の高さも、現実の巨大な組織化の前に、ほとんど意味をなさないほどになってきている」⁴⁾のである。この巨大な産業独占体の形成に中心的な役割りを担ったのは、株式引受業務に絶対的権限を占有し、また多数の監査役・取締役を企業に派遣しえた大銀行であった⁵⁾。

こうしたドイツ全体の金融資本主義の強化につれ、巨大な組織体となった企業の被傭的経営管理者層も、巨大組織体の支配的集団＝専門経営者として、自らの地位の基盤を強化していくことになる。すなわち「巨大組織体の内部に、管理者集団の重層的な権力強化をもたらし⁶⁾、そのうちで金融資本と結び付きを強化した「経済的権力エリート達は、多分かってドイツにおいてブルジョア的指導階層が獲得していたであろうよりも、はるかに強大な地位を獲得していると結論しうる」⁷⁾のである。

また専門経営者と株主総会・株主との関係について、帝国議会調査委員会報告に、次のようにのべられている。

「不特定多数の株主が存在している会社の場合、最も緊密に参加している集団、とりわけ経営者は、しばしば次期の株主総会にどの程度株主が集まるかを知らない。だが経営者が、株式の過半数を制することに失敗したとしても、大抵株主は経営者の提案に従う。そうしたことは、経営者のより豊富な専門知識に株主が信頼し、また株主が、これらの提案の基礎について十分に吟味するには困難がある、という理由による。とりわけ今日の巨大な株式会社は、こうした状況になってきている」⁸⁾。

また経営者層における重層的支配構造のメンバーのうち、「とりわけ『お飾り的な人物』である閣僚、貴族、耳ざわりのよい名称の人々は、今やごく稀になってきた」⁹⁾のである。このような階層に代わって、実質的な経営処理権限を担う監査役・取締役になったのは、先にのべたように大銀行を頂点として、独占的大企業相互の人的結合によって現われてきた専門経営者層である。H・プロスは、専門経営者の状況について、次のように分析している。

「AEG や IG 染料のような、二・三の最も重要なコンツェルンでは、大銀行がこうした支配をなした典型である。小株主の立場に本質的な変化もなく、また経営・管理の決定機関としての株主総会が、その意義を失なったままであったから、経営者はこうした会社において、自立的に支配したのである¹⁰⁾」。

そして小株主の経営政策について無関心な状態であったことと、「そのことから結果する株主総会の非重要性に起因して、法の『民主的』観念は破滅した」¹¹⁾（傍点一引用者）のである。こうして専門経営者に、排他的な経営処理権限が与えられることになったのである。さらに一旦この様な支配構造が確立すると、株主総会は専門経営者にとって、むしろその支配を維持するために必要なものとなってきたのである。

「株主総会は、全く不必要な制度であった訳ではなかった。それは個人的な論駁者に批判のフォーラムとして役立った。この制度なしには、より広範な層に、事実上あるいは推測上の株式会社の〔経営上の〕の失策について論議するために、また〔経営政策の決定に〕緊急に投票を動員することも不可能であるからである。株主総会に出された批判は、大企業の場合たいへい新聞に載せ、広範な大衆に知らせ、それによって再び経営者にある種の影響を及ぼすという目的をもっている¹²⁾」(〔 〕および傍点一引用者)。

しかしながら「株主総会は、経営管理および共同決定権限に関して、實際上全く影響力をも

つことがなかった」¹³⁾のであった。すなわち一方における排他的な経営処理権限が確立し、他方における弱体化した株主総会が存在するという状況は、株主総会をして、各種の経営管理上の「批判」を大衆に知らせることによって、むしろ株式会社の「社会性」・「公共的性格」が強調されることにさえ効果をもつことになる。

また専門経営者と単なる所有者としての地位にとどまる小株主との完全な分離は、当時益々強化されてきた秘密積立金政策・自己金融政策と絡んで、株主をして自己の投資した企業の『健全性』に関心を向けさせることにもなっていたのである¹⁴⁾。

さらに証券発行方法も、株式転換社債、株式引受権付社債そして議決特権株式等にみられるように、多様になってきた。しかもこれら一連の証券発行方策は、結果として経営者の支配基盤を強化することに有効であった。

E・シュマーレンバッハは、株式転換社債の発行の契機について、当時のドイツ国内の資金不足とアメリカの資本の豊富さという状況下において、株式による直接的経営支配を避けながらアメリカ資本の導入をなすためであった、と分析している¹⁵⁾。そして実際に、バザルト株式会社は 400 万 RM、ハルベン採鉱株式会社は 750 万 RM の転換社債を、それぞれの金庫株を基礎として発行した。その後1927年の IG 染料会社の転換社債発行まで、計10回ほどおこなわれた。しかしながら実際に外資を導入しえたのは、株式引受権付社債の発行によってであった。そのことについて、E・シュマーレンバッハは次のようにのべている。

「ドイツの金融界では、1925年10月ルドルフ・カルシュタット株式会社のドル社債に、株式引受権社債を発行したのが最初の試みである。近年ほとんどすべての大企業は、この先例にならい、アメリカおよびイ

ギリスからの借入れには、この手段を用いている¹⁶⁾」。

そのうちで、ライン・エルベ・ユニオン、フエライニヒテ・シュタールベルケ、ティセン、AEG 等の株式引受権付社債の発行は、発行量の点から代表的なものであった。

以上のようにドイツ国内からの資金調達役割りを担った転換社債の発行と、外資からの資金調達の役割りを担った株式引受権付社債の発行とによって、企業は龐大な資金を調達したのである。その中でとりわけ株式引受権付社債の発行に際し、「外国資本の著しい増大」(Überfremdung)の危険ということが懸念された。そしてこの危険の回避という手段として、議決特権株式の発行に合理的根拠が与えられたのである。しかしながらドイツでは、銀行引受団による株式の一括引受制度がとられており、証券取引所において直接自由に株式売買がおこなわれていた訳ではなかった。したがって外国勢力の著しい増大の危険に対抗して発行された議決特権株式は、結果として単に外国資本の流入阻止ということにのみ目的があったのではなく、次のようなことから経営者の経営支配力強化に有効な手段でもあったのである。

「いわゆる議決特権株式および金庫株の発行は、現在および近い将来における管理者集団の権限の安定化のために、一層ほぼ申し分のない手段になったのである。それは情報〔＝経営内容の公開〕の拒否ということよりも、なお一層効果的に、経営者と大株主によって同じように利用されたのである。これは経営管理の外にいる株主の〔経営管理への〕影響を、さらに完全に締め出し、そしてより一層重要なことは、将来における多数者に対し、支配集団の地位を確固となすことにも役立ったのである¹⁷⁾」。

この議決特権株式は、1925年に「1595社の株式会社のうち842社が発行していた」¹⁸⁾。そして「この優先権は、1株当りの普通議決権の20ないし250倍に達していた。ほぼ全ての機会に

議決優先権が利用され、とりわけ監査役選出の場合はそうであった。資本金1,000万RMを超える会社は、特にこうした優先株式をとり入れていた」¹⁹⁾のである。またこの議決特権株式は、たいてい「原則的に、管理者集団のために投票の譲渡を義務付けられているような、経営者集団のメンバーや銀行シンジケートに交付された」²⁰⁾のである。

さらに法的にも、ファシズム的『指導者原理』(Führerprinzip)と結合して施行された1937年株式法によって、今迄分析してきたような支配構造の維持が強化された。この1937年株式法によって、経営者は会社の公表利益決定・配当決定などに排他的権限が法的に保証され、「自由な株主のために得られたこうした保証を、管理者集団の影響力によって断念し……独裁すら可能となった」²¹⁾のである。

(註)

1) Pross, H., a. a. O., S. 51.

2) 3) Pross, H., a. a. O., S. 51 f.

4) Pross, H., a. a. O., S. 52.

5) 銀行と産業との人的結合については、既に第1次世界大戦以前にもその傾向が現われており、そのことについて、レーニン「帝国主義論」第2章「銀行とその新しい役割」において十全に展開されていることは衆知のことである。

6) 7) Pross, H., a. a. O., S. 77.

8) Pross, H., a. a. O., S. 78.

9) Pross, H., a. a. O., S. 80.

10) 11) Pross, H. a. a. O., S. 79.

12) 13) Pross, H. a. a. O., S. 79.

14) Vgl. Schmalenbach, E., Die Beteiligungsfinanzierung, 1966, S. 10-14.

15) 16) Vgl. Schmalenbach, E., Finanzierungen, 4. Aufl., 1928. (邦訳『会社金融論』, 鍋島達訳, 同文館, 昭和7年, 545-546頁)。

17) Pross, H., a. a. O., S. 84.

18) 19) Pross, H., a. a. O., S. 213.

20) Pross, H., a. a. O., S. 84.

21) Pross, H., a. a. O., S. 88.

IV 第2次世界大戦後における西ドイツの会社支配形態の類型

第2次世界大戦におけるドイツの敗戦の結果それまでのドイツの経済支配体制に変化が生じることになった。ここでは一応、社会主義へ移行することになった東ドイツの支配体制については省くことにする。

ドイツ経済の中心的役割りを担っていた大銀行およびコンツェルンは、1947年2月の連合国側のコンツェルン解体令などによって、縦断的結合の切離し、継承会社への分割を強制的に実施させられた。しかし1950年代になって国際的に対社会主義政策の必要性から、再び産業および銀行の再編成が促進されることになった。しかしながらその再編成過程において主導された政策は、「社会市場経済」(Soziale Marktwirtschaft) 理念の具体化であった。それは、前章で分析したような強圧的なファシズム的支配政策と対峙されるものであり、いわゆる出来る限りの経済主体の「自由主義的」な経営政策の遂行という新秩序主義(Neuordnung)といわれるものであった²¹⁾。

1920年代におこなわれた株式の種別化政策は、その種別化という形態上からみればアメリカと傾向を一にするものであったが、その遂行過程を分析すると、なお執拗にドイツの閉鎖性を維持しながらおこなわれていた。戦後の民主化を基調に据えた諸政策の実施は²²⁾、多くの面でアメリカの主導の下に、半ば強制的にアメリカ的な経済構造の導入がなされたといえる。しかし留意すべきは、それにもかかわらず依然として、西ドイツの経済構造に基づいた特徴を内包している諸政策がとられており、現実の西ド

イツの資本関係・社会関係の再生産が確立されてきている点である。

株式会社の法的な面では、なお1937年株式法が、1965年まで法的拘束力をもっていた。しかしVEBA、フォルクスワーゲン(Volkswagen)、プロイセン鋳業冶金会社(Preußag)などの「ブリバティジールンク」²³⁾、そしていわゆる「折り返し配当政策」(Schütt'-aus-hol'-wieder-Politik)²⁴⁾にみられるドイツの特徴をもった株式の分散化の展開があった。さらに実際には、株主総会も上記の株式の民主化とともに、株主の権主の権利保護の強化という現象が現われてきていたのである。すなわち第2次世界大戦までに展開されていた、経営者階層による完全に排他的な株主の権利剥奪ということは、少なくとも表面的には認められなくなったのである。

第2次世界大戦後の西ドイツでは、一方においては、労働者の中に広範にみられるようになった小株主層の、配当請求権・財務諸表公開の強化による権利保護や、1951年の共同決定法やその翌年の経営組織法によって保証された労働者による監査役・取締役への参加といった新たな展開がある。他方においては、1950年代以降、戦前と比しても遥かに巨大な経済力をもった金融資本主義的支配構造の確立がある。そしてこの両側面の展開と絡まりあいながら、経営者階層は、全体として経営支配力を強化・安定化してきているのである。このことについては、次章において若干概括的に分析することにして、ここでは、まず戦後西ドイツの会社支配形態の実態についてみてみることにする。

1959年11月7日付のフランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトUNG (Frankfurter Allgemeine Zeitung) に、1958会計年度の

販売量基準による西ドイツ最大企業100社が公表された。この公表を基礎として、H・プロスは、これに資本金の巨額な10社を加えて、株式の分散化の程度に応じた会社支配形態を分類し、経営者支配問題の分析をおこなっている。

(1) 同族企業 (Familienunternehmen) [110社中5社]⁵⁾

同族企業の5社は、全て個人企業であって株式会社形態では経営されていない。支配形態としては、完全個人所有者支配 (reine Eigentümerkontrolle) と呼ばれるものである。この形態における所有者と指導的被備者との関係は、絶対君主 (einer absoluten Monarch) と首相 (einer Kanzler) という関係に譬えられ、とされている。指導的被備者は、相当程度経営執行の権限を与えられているものの、その経営執行そのものが個人所有者によって絶えず評価される状態にある。そして実質的にも最終決定権限は、個人所有者の上位意思 (der übergeordnete Wille) によって制限付けられる。したがってこの場合指導的被備者は、従属的な高級管理者 (Oberbeamter) であり、個人所有者と経営管理上の対立が生じた時は、単に意見をのべるに過ぎない顧問 (Berater) の地位にとどまるのである。

(2) 過半数持株支配 (Kontrolle durch einen Grossaktionär) [110社中61社]⁶⁾

この形態における大株主とは、名目資本金の50%以上を所有する個人および法人などの機関所有と、40%以上を所有し、残りの資本金持株が多数の小株主に分散されている場合のそれも含まれる。大株主は、同族企業の場合と同様に、指導的被備者の任命・罷免に絶対的権限をもっている。このことからH・プロスは、指導的被備者を大株主の私設の管理人 (Privatbea-

nter) と位置付けている。ただし大株主と指導的被備者との間に経営上の対立が生じ、後者が罷免される場合、その経緯を具体的に調査することは困難である。実際には、大株主が指導的被備者を罷免する事態は少なく、むしろ「両者の間に高度な妥協が維持されている」⁷⁾ のである。

この形態に属する企業を、さらに具体的にみると、61社中19社は公企業であり、その過半数はエネルギー産業部門である。公企業の大株主は、連邦・州・地方自治体であるが、全て株式会社形態で経営されている。またこうした公共団体は、持株の過半数を割っても、全て議決特権株式によって議決権の過半数を維持している。監査役会には必ず連邦経済省事務次官・州大蔵大臣が派遣されているが、取締役会には全て専門経営者で占められている。次に、61社中17社は外国系大株主所有である。そのうち11社が多国籍企業の西ドイツ支社であり、残りはその関係が必ずしも明らかではない。H・プロスは、この残り6社においては多国籍企業の支社に比して、監査役・取締役の選出・利益分配等において、ドイツ国内の状況に応じた弾力的な経営処理をなしていると分析している。また61社中8社は、他のドイツ国内の企業による株式の「持ち合い」の形態である。そしてこの8社は、いわゆる上位会社であるところの持株会社の所有者に完全に従属している場合から、相当広範に経営者の自立的権限が認められている場合まで様々である。しかしながらこの8社では、最大資本醸出者が、経営上の命令権限 (Weisungsrecht) を保持している傾向にあると考えられる。61社中の残りの17社では、個人・同族およびそれらと緊密な利害関係にある集団が、過半数の株式を所有している。

そしてこれら大株主集団の代理人が、当該企業に監査役会議長として派遣されている。H・プロスの分析によれば、これらの代理人達は、むしろ社会経済的に影響力の強い巨大企業の経営を担っているということから、主体的には当該企業に関係する諸利害者集団を、全体的に考慮する立場をとる傾向があるとしている。すなわち、これら代理人達は、可能な限り大株主を企業の全利害関係者の、平等な一部分を構成している集団として位置付けようとしているのである。

なおH・プロスによれば、増資の際の新株引受権制度が強固に維持されていること、銀行団による株式の一括引受け方式がおこなわれていることから、この形態に属する企業は、将来とも比率の上でも多く残るだろうと推測している。今迄分析したごとく、この支配形態に属する企業の経営処理権限と、他の形態に属するそれとの間には明確な区別をなしえない。その上西ドイツにおいて、こうした企業が多いことを考慮すると、必ずしも形式的に株式の分散化の程度に応じて、経営者の支配権限を明確に分類しようとは言い切れないのである。

(3) 少数株主支配 (Kontrolle durch mehrere Minderheiten) [110社中21社]⁸⁾

21社中14社が株式会社であり、7社は有限責任会社である。この支配形態にある企業の経営政策決定は、多くの場合、個々の主な所有者と経営者との合議的な制度を基礎としておこなわれている。またたいていコンツェルンの一部を形成している企業であり、このことから、経営政策は、コンツェルン全体の一環としておこなわれる傾向にある。H・プロスは、主な所有者と被傭的経営者との経営上の意見の不一致が生じた場合、どの集団・個人が最終的な決定権限

をもっているかは、第三者からは確認しえないが、原則的に被傭的経営者が、それを掌握する傾向にあると結論を下している。

(4) 経営者支配 (Managerkontrolle) [110社中22社]⁹⁾

経営者支配の範疇に入る企業が、西ドイツ最大110社に占める割合は、およそ20%である。このことは、先の(2)の過半数所有者支配形態において分析したごとく、実質的には経営者支配とみられる企業もそこに含まれていたことを考慮すれば、20%という数字もけだし、当然なことであろう。また後でべることになるが、この形態に属す企業は、総じて大規模な経営体であり、かつ現在の西ドイツの基幹産業の中心的な存在である。22社のうち11社は、完全な株式分散の状態にあり、4社には若干の株主集団がみられるものの、その集団の株式持分合計は、名目資本金の25%以下である。残りの7社では、1株主が25%以上の株式を所有しているが、実際の経営政策に自己の意思を直接に反映しえない状況にある。したがって若干の株主集団がみられるあとの11社は、間接的に経営政策に影響力をもつものとして、条件付経営者支配 (bedingte Managerkontrolle) と定義付けられている。

経営者支配に属する企業では、他と比べて経営者は個別的な株式所有者の個別的な意思の反映力を、より弱めることになる。この経営者の自立性の側面からすると、経営者支配形態は、資本所有と経営処理機能の最高に分離したものである。この場合の経営者集団にとって唯一かつ絶対的な制約は、第I章で分析したごとく、私的所有という内容を貫徹させようとするれば、社会資本という形態をとらざるを得ないという点にある。すなわち経営者は、経営処理権限を

通じて、資本主義的社会関係・資本関係の再生産することを強制されるものである。この制約については、先に若干の論者をとりあげて分析したのであるが、彼らに共通しているのは、資本主義の展開につれ、株式の分散化が何故必然的に生じてきたのかという資本の機能の分析を欠落している点にある。すなわち株式売買が、株主にとって収益権の取引であろうとも、株式という社会的形態をとって会社に集中された資金は、経営においてまさしく私有財産制度における資本としての機能をもつのである。したがって株式所有者が、小所有者であろうとも、その醸出資本の社会的機能は、全く変容されるものではない。変容するのは、小所有者が経営処理機能から排除され、単なる配当利子取得者として位置付けられるということである。

なお以上の4つの支配形態の区分から、経営集団の経営支配力について、社会全体の側面から若干整理すると、以下のごとくなる。

完全個人所有者支配の企業は、110社の総販売量の6%を占めている。この支配形態にある企業の販売量が僅かな割合であるものの、なお依然として最大企業110社のなかに、この形態の企業が存在しえている点は、西ドイツ産業構造の一つの特徴といえよう。また(2)の支配形態において、公共団体が過半数持株している株式会社のみられるが、その会社の指導的被備者には、多くの官吏がみいだされる。彼らは、官吏であり、かつ公企業的な株式会社の担い手としての会社経営者でもある。その点で彼らは所有に基づかない「出資なしの機能者」(Kapitallose Funktionäre)¹⁰⁾であり、経営者支配と内容を一にする「出資なしの機能者による支配」¹¹⁾をおこなう集団である。経営者支配の会社22社に、この公企業的な株式会社19社を加

えた総販売量は、全体の40%を占めるのである。H・プロスによれば、その他の若干の少数者支配会社・外国系会社においても、経営支配力は、程度の差は認められるものの出資なしの被備者・専門経営者集団に集中されていると結論している。

さらにH・プロスは、次のような支配形態の場合も例示している。

「例えばA社は、経営者支配の形態で経営されている。そのA社はB社の3分の2の株式を取得している。B社は、このことから過半数持株支配の形態に属している。しかしこの過半数持株支配の企業は、A社を通じて実質的には経営者によって経営されている。それゆえB社における支配的権限は、出資なしの被備者に属することになるのである¹²⁾」。

上記に示された会社間の関係は、ことに現在の西ドイツにおける巨大な系列化にもとづくコンツェルン形成を考慮した場合、相当多く存在するといえよう。H・プロスも、若干の少数者支配・外国系企業そして過半数持株支配のドイツ系企業に、こうした支配関係が多く存在していると結論している。

以上の分析から、個人および大株主支配の企業が、総計81社にのぼるものの、この数字から直ちに西ドイツの巨大な産業企業が、経営者支配および所有と経営の分離をなしていないとすることはできないのである。

(註)

- 1) 社会市場経済政策と戦後西ドイツの民主主義とを論理化したものに、Mötteli, C., *Licht und Schatten der sozialen Marktwirtschaft*, 1961. (邦訳『西ドイツの経済の光と影』向坂正男共訳、昭和38年、東洋経済新報社)がある。他に日本経済調査協議会編、『西ドイツ経済事情』、調査報告68-7、昭和44年、149-156頁参照されたい。
- 2) 戦後西ドイツにおける民主化は、政治・経済・教育などあらゆる部面でおこなわれた。そのうちで企業財務政策については、拙稿「西ドイツに

における配当問題の展開」(1)(2)(九大『経済論究』, 1974年7月, 1975年2月および「西ドイツにおける証券民主化と配当政策」(『証券経済学会年報』第10号, 昭和50年5月)を参照されたい。

- 3) Privatisierung=株式の民有化については、岡田昌也「西独における国有企業の民有化」(神戸大『経済経営研究年報』第16号, 1965年)および Leverkusen, J. C., Das Verhalten der Kleinaktionäre in seiner Bedeutung für die Eigentumspolitik, 1969, S. 8. を参照されたい。なお同著書は西ドイツにおける小株主問題についても詳細な分析がなされている。
- 4) Scütt'-aus-hol'-wieder-Politik については拙稿前掲論文を参照されたい。この配当政策は戦後の民主化と私有財産制度の強化に有効なものであった。他に Rittershausen, H., Industrielle Finanzierungen, 1964, S. 119 ff. 参照されたい。
- 5) Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 105-106.
- 6) Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 106-111.
- 7) Pross, H., a. a. O., S. 110.
- 8) Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 111-112.
- 9) Vgl. Pross, H., a. a. O., S. 112-116.
- 10) 11) Pross, H., a. a. O., S. 115.
- 12) Pross, H., a. a. O., S. 116.

V 「経営者支配」と社会的利害関係

株式会社の創設、そしてその巨大営体への展開は、企業を如何なる意味においても、社会資本としての社会的形態をとった組織体として確立する。そして絶えず「新たな金融貴族を、発起人・創設者および単に名目上の重役の姿をとった新種の寄生虫——創立、株式発行および株式取引に関する詐欺瞞着の全制度を再生産する」¹⁾のである。

資本主義の歴史の進展にともなう、株式会社制度が優位になるにつれ、旧支配階層であった貴族・ユンカーらの没落と、企業における個人的所有資本家の支配的地位にも変化が同時に現われてきたのである。換言すれば、株式会社

制度の確立は、企業および社会の支配階層関係における変化をもたらす一つの重要な促進的要因となったのである。

第1次世界大戦以降、金融資本と結び付いた巨大な経営組織体の経営者集団は、専門経営者として、その経営支配力を旧来の個人的所有資本家に接近させていった。そしてさらには、多額の株式所有に基礎をおいた所有資本の経営者支配から、出資なしの指導的被備者集団へと、経営支配関係に変化がもたらされたのである。

このことは、企業経営において所有と経営処理権限の相対的分離が、恒常的な傾向として存在していることを意味している。K・レンナーに代表される多くの論者は、「所有と経営の分離」現象から、出資に基づかない被備的経営者層の台頭が、資本主義そのものの止揚であるという観念的表象を論理化し、主張した。しかしこれらの論理にもかかわらず、1930年代以降においても、むしろより強大な経済支配力をともなうて、金融資本主義的な私的所有にもとづいた寡頭支配体制が展開されてきていたのである。こうしたことから、K・レンナー、J・シュムペーターらの論理の破綻は明らかになった。だがここで留意すべきは、これらの論理がたとえ認識論的に破綻したとしても、その破綻が直ちに表象としてのブルジョア的観念に基礎付けられたところの、具体的な経営政策そのものの破綻と直接結び合わされないということである。

私有財産制度の維持を目的とした資本関係を再生産させようとする具体的な経営政策は、当然のこととして、常に画一的なものでもなく、歴史的な諸局面の展開につれて変化する。如何なる集団・階層が企業経営を主導しようとも、それぞれの歴史の諸局面において、彼らの利害に一致する限り、経営政策は社会的かつ公的な

利害に必然的に一致するという様相を擬らし、強制的に遂行されてきたのである。

G・シュモラーをはじめとして多くの論者は、企業を「永続的な公共的施設」と認識し、経営者を社会的に中立な存在として論理化しようとした。しかしたとえば経営者の報酬をとりあげてみると、それは、本質的に資本主義的生産関係にある企業の利潤の一部分である。すなわち企業利潤が、利子と企業者利得に分裂し、さらに企業者利得から経営管理賃が分裂したのである。そして一旦経営管理に対する報酬ということが制度的に確立すると、企業利潤の一部分であるということから離れ、費用として意識されるに至ったのである²⁾。こうしたことから経営者報酬は、労働者の賃金とは源泉を全く異にするものである。経営者階層も資本制的企業の利潤からの報酬を得るということから、資本関係から独立した所に自己の存在を置くことはできないのである。経営者は、常に自己の経営支配力の維持・強化を志向する限り、資本制的企業の発展および安定性を追求しなければならなくなる。その具体的方策が、第2次世界大戦までは、株主総会の極端な弱体化、証券種別化、配当安定化の下における低配当化そして秘密積立金の龐大な設定等々であった。

第2次世界大戦以降、西ドイツにおいては「大企業の寡頭支配が、経済的に巨大経営体の官僚化を促した。その結果小株主の広範な権利剝奪傾向がはっきり現われた」³⁾ 戦前の状況と異なってきた。確かに戦後も企業の寡頭支配体制は再編され、経営者による経営管理の排他性も維持されている。しかし少くとも「寡頭支配体制の横柄づくな支配」⁴⁾ (傍点—引用者) は、戦後その様相を変えることになる。すなわち「最狭義における経営支配からも小株主は締めださ

れているが、若干の決議に、主として配当請求や新株引受権に彼らが影響力をもつようになった。小株主の権利剝奪が生ずる代わりに、若干の〔小株主の〕権利が回復した」⁵⁾ (〔—引用者〕) のである。さらに第2次世界大戦までは、小株主もほとんどブルジョア各階層であった。しかし戦後は、一連のプリバティゼーション、株式の民主化によって、小株主は労働者の間に広くみられるようになってきている。

また小株主と比較して経営管理により密接な関係をもち、現在もなお存在する個人的大株主は、「配当に関しては長期的観点から考慮する傾向にある。……彼らは当座の利益分配の高さよりも、利益の安定という点により重きをおく」⁶⁾ のである。それに対して小株主は、「比較的に短期に出来るだけ高い〔配当〕収益の目標に価値をみいだそうとする」⁷⁾ (〔—引用者〕) のである。こうした一方で利益留保への志向と、他方で高配当への志向に対し、経営者は企業資本蓄積を強化しようとするれば、たいてい低配当安定化政策を遂行することになる。事実第2次世界大戦までのドイツ財務政策は、その方向であった。それが1950年代末葉に至ると、多くの巨大株式会社において20%以上に達する配当が支払われるようになった⁸⁾。しかしこうした状況が現われても、経営者の経営支配力は不安定なものにならなかった。配当に関しては、いわゆる追加株式の交付、配当＝増資といった「折り返し配当政策」が一般的におこなわれるようになった。それによって、企業は自己金融のための企業資金を蓄積し、小株主は配当支払いの多様性を媒介として個人的な財産形成の思考が促がされたのである。そして配当政策・株式取引を一つの手段として、戦前と比べて労働者により直接的に資本関係に組み入れていくことに

なったのである。つまり小株主の高率配当への要請は、「折し配当政策」によって実現されたのである。同時にまた労働者小株主は、個人的財産形成を目的として株式の小所有者になることによって、資本制的企業の利益創出のための社会的強制関係に入り込まざるを得なくなったのである。したがって高率配当支払いも含めて小株主の権利を保護しようとする民主化政策は、現実の歴史的展開のなかで、経営者の支配領域をさらに拡大し、強化するという結果すらもたらしてきているのである。しかも戦前までの時期において、老大な秘密積立金の設定が、企業の健全性を誇示するものであったのと同様に、戦後の「(出来る限りの) 経営内容の公開」にもとづく財務諸表公開制度の強化は、資本制的企業の社会資本としての性格を益々強めるものであり、企業の「社会性」を強調させることになってきているのである。そしてそのことから経営者のおこなう経営政策が、当然のこととして「社会的」性格をもつものであり、かつ社会的な利害関係に合理的性格をもつものであるということになってきたのである。

また経営者が経営管理を遂行するということは、本質において株式所有にもとづいた資本家が、資本制的企業における労働者の労働を、企業経営全般において自由に使用することと同一の内容である。そのことから経営者と株式所有資本家(＝大株主)が、資本関係において労働者に対置された支配者階層であることに変わりはない。したがって1950年代末葉に現われてきた高率配当に対する大株主と経営者との「対立」は、あくまで支配者階層内部における現実の経営政策上の「一時的な対立」でしかない。それは決して資本制的企業そのものを止揚するものとしてあるのではない。

以上第Ⅱ章以下において、ドイツにおける経営者階層が、歴史的諸局面の展開のなかで経営処理権限の強化を通じて、経営支配力を如何に強化してきたのかという具体的な分析を試みてきた。その分析から明らかにされたものは、私的資本の内容を社会資本の形態において維持させる株式会社は、ドイツ資本主義体制の一つの主要な環であり、経営者階層がこうした株式会社の経営処理権限を、個人的所有資本家に代わって排他的に占有するようになってきた点である。そして経営者階層は、K・レンナーらの論理展開とは全く逆に、株式会社を媒介として、徹底して資本主義的支配構造を再生産することに強制された存在なのである。しかも彼らの支配形態は多様であり、かつ絶えず拡大してきているのである。先にも若干言及し、また本格的には次の機会に展開する予定であるが、殊に第2次世界大戦以降においては、労働者が小額であれ株式を所有するといった新しい現象が現われてきた。こうした状況においても、その支配形態は、直接に労働者小所有者にまで及ぶほどに拡大してきているのである。経営者階層は、一旦その支配領域を拡大すると、拡大した支配領域全てに、徹底して資本主義的な私有財産制度の維持を促すことに、強制的に組み込んでしまうものとして存在しているのである。

(註)

- 1) Marx, K., a. a. O., S. 453.
- 2) 「事実上、利潤すなわち剰余価値の両部分が利子および企業者利得としてとる形態では、労働に対する何らの関係も表現されていない。……だが利潤は、利潤のこの分割がおこなわれる以前に、この分割が問題となる以前に、生産されるのである」(Marx, K., a. a. O., S. 394 f.) 「管理人の俸給一において純粹に、すなわち一方では利潤から他方では利潤のうち利子の控除後にいわゆる企業者利得として残る部分から、自立し全く分離さ

れて、あらわれる」(Marx, K., a. a. O., S. 396.)

3) 4) Pross, H., a. a. O., S. 121f.

5) Pross, H., a. a. O., S. 122.

6) 7) Pross, H., a. a. O., S. 123.

8) Vgl, Krämer, H., Die Finanzpolitik west-

deutscher Konzerne der Elektroindustrie, der chemischen Industrie und des Kohle-Eisen-Stahlbereichs von 1950-1959, 1961, S. 151. および拙稿, 前掲論文(2), 139頁参照されたい。

[1975. 10. 21]